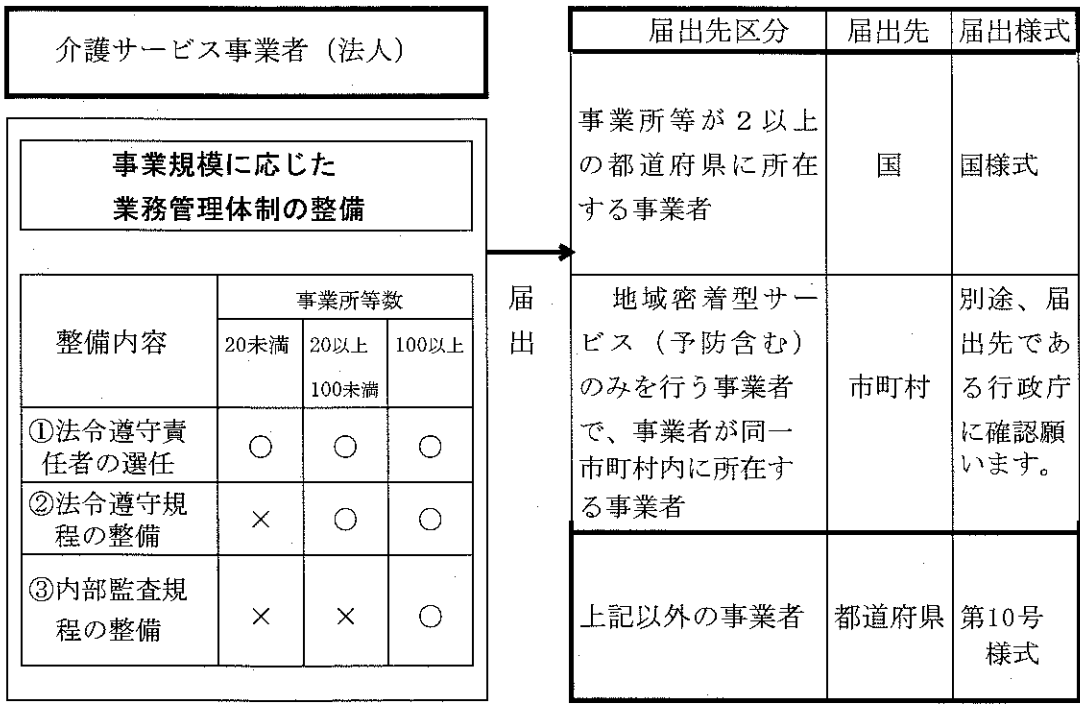


介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出について  
(指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の改正)

- 1 趣 旨 平成21年5月施行の改正介護保険において、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し各行政庁への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられた。  
今回、国や市町村所管分以外は都道府県の届出と定められたことに伴い、その手続き等に係る改正を行うもの。
- 2 内 容 事業規模に応じた業務管理体制の整備に係る届出等



※事業所等＝事業所又は施設

- 3 主な変更点
- 第3号様式（指定内容変更届出書）…名称変更
  - 第3号の2様式（再開届出書）…届出期限：変更後10日以内
  - 第4号様式（廃止・休止届出書）…名称変更、届出期限：廃止・休止の1月前
  - 第10号様式（業務管理体制の整備（区分の変更）届出書）…届出期限：平成21年10月末日
  - 第11号様式（業務管理体制変更届出書）

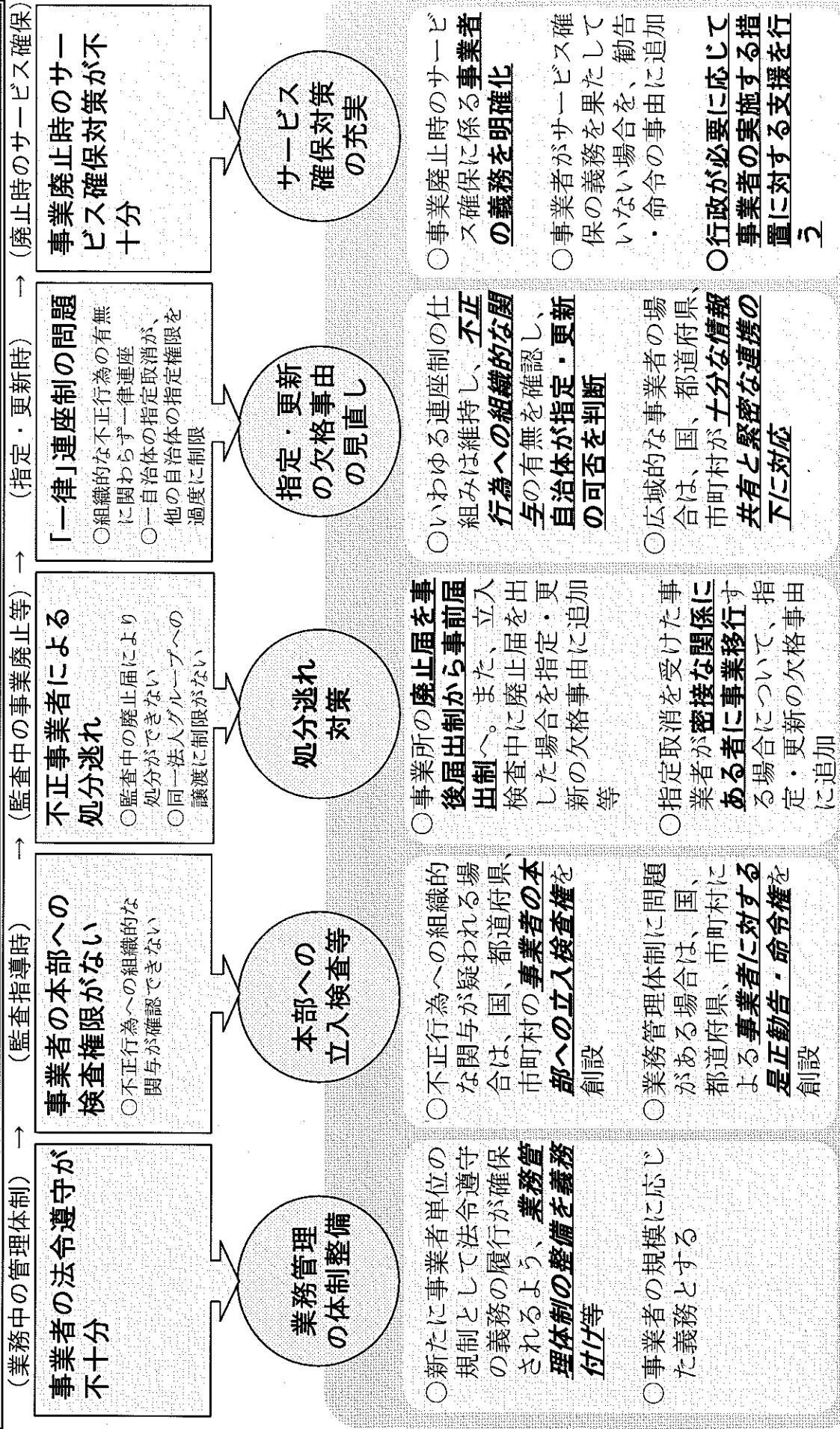
4 改正要綱の施行期日 平成21年7月31日

- 5 京都府における届出先
- ・府庁健康福祉部介護・福祉事業課（京都市内及び複数の広域振興局に所在する事業者）
  - ・各保健所（京都市を除く地域で、単独の広域振興局所管区域に所在する事業者）

6 届出期限 平成21年10月末日

# 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。



第3号様式(第4条関係)

指定内容変更届出書

年 月 日

京 都 府 知 事  
広域振興局長 様

申請者 住所(所在地)  
名称及び代表者住所



次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号	：	：	：	：	：	：
指定内容を変更した事業所(施設)		名 称						
		所在地						
サービスの種類								
変更した事項		変更の内容						
1	事業所(施設)の名称	(変更前)						
2	事業所(施設)の所在地							
3	主たる事務所の所在地							
4	代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所							
5	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)							
6	事業所(施設の建物の構造、専用区画等	(変更後)						
7	備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)							
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(介護老人保健施設を除く。)							
9	サービス提供責任者の氏名及び住所							
10	運営規程							
11	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関							
12	事業所の種別							
13	提供する居宅療養管理指導の種類							
14	事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型、空床利用型又は併設型の別)							
15	入院患者又は入所者の定員							
16	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携、支援体制							
17	福祉用具の保管及・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)							
18	併設施設の状況等							
19	役員の氏名、生年月日及び住所							
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号							
変更年月日								

- 備考1 当該項目番号に○印を付けてください。  
2 変更内容が分かる書類を添付してください。  
3 変更後10日以内に届け出てください。

第3号の2様式（第4条関係）

再開届出書

年 月 日

京 都 府 知 事  
広域振興局長 様

申請者 住所（所在地）  
名称及び代表者住所

印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号								
再開した事業所又は施設	名 称								
	所在地								
サービスの種類									
再開した年月日	年 月 日								

- 備考 1 施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 変更後10以内に届け出てください。

第4号様式（第4条関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

京 都 府 知 事  
広域振興局長 様

申請者 住所（所在地）  
名称及び代表者氏名



次のとおり事業を廃止（休止）しますので届け出ます。

	介護保険事業所番号								
廃止（休止）する事業所又は施設	名 称								
	所在地								
サービスの種類									
廃 止 ・ 休 止 の 別	廃止・休止								
廃止・休止する年月日	年 月 日								
廃止・休止する理由									
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置									
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、上記期間を経過しても再開の届出を行わない場合は、 廃止の手続きをとられなくてもやむを得ないことに同意します。								

備考 廃止（休止）する日の1月前までに届け出てください。



## ■ 記入要領（別記第10号様式）

記入にあたっては、下記のことには留意の上、作成頂きますようお願いいたします。

### 1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分が本府に変更となった事業者においては、この様式を用いること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
  - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、「整備」に○を付けること。
  - ② 届出先区分の変更が生じた場合、「区分の変更」に○を付けること。  
 なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ることとなります。

#### 【事業所等の展開に応じた届出先行政機関】

届出先区分	届出先
▷ 事業所等が二以上の都道府県に所在する事業者	
● 事業所等が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
● 上記以外の事業者	主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局
▷ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
▷ 上記以外の事業者	都道府県

### 2 新規に業務管理体制を整備した事業者

- (1) 「事業者」欄の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「事業所」欄の「名称」及び「所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「名称」欄には事業所等の合計の数を記入すること。  
 なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- (3) 「法令遵守責任者」欄には、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入すること。  
 「業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「業務執行の状況の監査の方法の概要」を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。  
 （既存資料の写し及び両面印刷可）

【事業所等数に応じて整備する業務管理体制】

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の整備	○	○	○
法令遵守規程の整備	×	○	○
業務執行監査規程の整備	×	×	○

- (4) 「区分変更」欄は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

**3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者**

- (1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関に対し、それぞれ所定の様式を用い届け出ること。

● **区分変更前行政機関への届出**

「届出の内容」欄の「区分の変更」に○を付けた上で、「区分変更」欄に記入すること。

● **区分変更後行政機関への届出**

「届出の内容」、「事業者」、「代表者」、「事業所」、「法令遵守責任者」等の届出事項及び「区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

- (2) 「区分変更」欄

- ① 「事業者（法人）番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。
- ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。  
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。  
(既存資料の写し及び両面印刷可)
- ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。





## ■ 記入要領（別記第 1 1 号様式）

記入にあたっては、下記のことには留意の上、作成頂きますようお願いいたします。

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更事項」欄の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」を具体的に記入すること。  
なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。  
この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、所在地を記入すること。  
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。  
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。  
（既存資料の写し及び両面印刷可）